

論点等説明シート

事業名

生活衛生営業指導費補助金

予算の状況
(単位:百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算額(補正後)	680	609	527	492	
執行額	494	486	472		
執行率	72.7%	79.8%	89.6%		
総事業費(執行ベース)	998	980	953		

事業についての論点等

(事業の概要)

○ 本事業は、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて消費者の利益の擁護を図るため、各都道府県が指定する(財)都道府県生活衛生営業指導センターに経営指導員3名(全国計136名)及び補助員1名(全国計47名)を配置するための人件費並びに相談指導事業費や活性化促進事業費などのセンター事業費を都道府県に補助するものである。

(補助率1/2)

(根拠法令) 生活衛生法第63条

第63条 国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

(論点)

○ 経営指導員に求められる役割に照らして適切な人員体制となっているか。

(参考1)経営指導員にかかる現状等

- ・経営指導員は、平成21年4月1日現在、全国で136名配置(全都道府県センター(47カ所)で年間5万件の相談指導業務)
- ・相談・指導内容で融資相談が約半数を占めている
- ・経営指導員が約2～3年で交代し、スキルの向上及び事業の継続性に課題
- ・経営指導員出身内訳
 - 都道府県OB 94名 (株)日本政策金融公庫OB 21名 商工会・商工会議所 4名
 - 民間 17名

(参考2) 経営指導員の業務内容

「環境衛生営業経営指導員制度について」

(昭和49年4月11日環衛第68号 厚生省環境衛生局長通達)

第4 業務内容

経営指導員は、環境衛生営業に対する専門的な経営指導にあたることとし、おおむね次のような業務を行うものとする。

- 1 県内の各業種に対する経営指導等に関する当該年度事業計画の企画立案を行う。
- 2 経理、税務、金融及び労務等経営に関する指導を行う。
- 3 営業設備の近代化、合理化に関する指導を行う。
- 4 環境衛生営業経営特別相談員及び環境衛生営業経営相談員の業務執行に関する指導、助言及び情報の提供を行う。
- 5 小企業設備改善資金融資制度要綱に規定する業務を行う。
- 6 都道府県が行う環境衛生営業指導事業に関する協力を行う。

○ 補助事業として実施している活性化促進事業は、21年度実績における実施状況を見ると17都道府県センターにおいて未実施であり、総事業費に占める割合も低調である。また、東京都の例では、国庫補助対象事業よりも自治体単独の補助事業に係る事業費が上回っている。このことから、活性化促進事業の事業内容が生営業の実情に応じた使いやすなものとなっておらず、補助事業の重点化を図るべきではないか。

(参考3) 「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会」中間報告抜粋

現在、補助事業として実施している都道府県センターの活性化促進事業は、まちおこし推進事業、生活衛生営業健康推進事業(健康入浴推進事業、飲食店健康増進等普及支援事業等)に限定しているため、各地方の実情を反映しておらず、使いにくいものとなっていることから実施率が低くなっていると考えられる。

(参考4) 生活衛生営業指導費補助金執行状況

(単位:千円)

	総事業費				国費			
	人件費	事業費	合計		人件費	事業費	合計	
			うち活性化促進事業				うち活性化促進事業	
全国	746,201	206,676	29,146	952,877	369,233	102,819	14,448	472,052
東京都	26,202	14,031	6,109	40,233	13,101	6,892	3,000	19,993
栃木県	17,591	12,162	2,921	29,753	8,161	6,080	1,460	14,241

(参考5) 活性化促進事業等実施状況

活性化促進事業実施センター数	30センター/47センター
単独事業実施センター数	33センター/47センター

事業費	国庫補助事業以外の単独事業実施状況	18'事業所数
東京都	○生営業者に対するパソコン講習会の開催及び出張サポート等の実施【12,333千円】	678,769
栃木県	○ふれ愛入浴事業(高齢者及び身障者に対する入浴サービスの提供)の実施【700千円】	93,037